

令和4年度は 議員選挙・選任の年

水戸商工会議所の議員は、定員120人。本年10月31日をもって任期満了となることから、9月から10月にかけて新議員を選出する。

会議所の議員とは、地域商工業の振興と地域社会の発展に尽力するという重要な役割を担った会員の代表。会議所の最高意思決定機関である「議員総会」を構成して、会議所の組織・事業などに関する重要事項を審議・決定する。

水戸商工会議所は、旧常澄・内原地区を除く水戸市内の商工業者を対象とする地域総合経済団体であることから、商工会議所議員は広い意味で水戸市経済界の代表的立場にあるといえる。

こうした議員を選出するにあたり、会員の皆さまには、新議員の選挙・選任が円滑に行われるよう協力をお願いするとともに、今回は、議員の内容などについて紹介する。

なお、議員の選挙・選任日程など詳細については、時期に合わせて、順次お知らせする。

■議員の選出方法と任期

業種や地域といった要素の調和を図るため、議員には1号・2号・3号の種別が設けられており、それぞれ、選出方法が異なる。

しかし、それぞれ、議員としての権利・権限や役割に差があるわけではなく、任期はいずれも3年で、再任を妨げない。

議員の種類については次の通り。

1号議員とは

選挙によって、会員の中から選ばれる議員のこと。定員は60人。

全会員の選挙によって選任されることや、人数が全議員の半数を占めていることから、会員の総意を代表するという性格が強い議員といえる。

1号議員に立候補できるのは、選挙告示日1年以上前から引き続き会員の権利を有し、かつ、9月20日の選挙人名簿確定日までに、納期の到来している会費を完納している会員であることが条件となる。

なお、特別会員はその権利がない。

1号議員の選挙

立候補者が定員を超えない場合には無投票当選となり、投票選挙は行われない。立候補・推薦の辞退期間を過ぎた時点で、立候補者が定員を超えている場合は投票選挙となる。

選挙の場合は、選挙権を有する会員

および非会員の特定商工業者に対して、入場券となる投票場入場券を送付する。

2号議員とは

部会ごとに選出する議員で、定員は42人。

水戸商工会議所の会員は、業種ごとに分類された9部会に属しており、その部会においてそれぞれ選出されることとなるが、部会ごとの割り当て数は、それぞれの所属会員数や会費口数を勘案して決定する。

業種別の部会で選ばれることから、業界代表という性格が強い議員といえる。

3号議員とは

会頭が常議員会の同意を得て、会員の中から選任する議員で、定員は18人。業種・業態・地域などを考慮し、総合的な見地から商工会議所の運営に必要とされる会員が選出される。

■特定商工業者とは

水戸商工会議所の地区内において、6カ月以上事業所を有し、資本金が300万円以上あるいは常時使用する従業員数が20人以上(商業・サービス業は5人)のいずれかに該当する法人・個人。この基準を満たす場合、商工会議所法の定めにより特定商工業者として指定され、法定台帳の提出と負担金3千円の納入にご協力いただいている。

議員選挙についてのお問い合わせは
総務課まで

議員改選の年における 会員会費・特商負担金 納入のお願い

水戸商工会議所会員会費(年2回払いの場合は前年度分)、特定商工業者負担金(過年度分)につきまして、請求書がお手元に届いた事業所さまは、7月20日(水)までにご納入いただきますようお願いいたします。

今年は議員改選の年で、1号議員・2号議員・3号議員の選挙権および被選挙権資格における会費納入基準日が設けられておりますので、期日までにお振込みいただきますよう、ご協力の程重ねてよろしくお願いいたします。

【納入期限】 7月20日(水)